第

2722

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 2月 16日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

定期借地権の一時金

した場合の取り扱いが明らかにされたそうで すが、どのような内容だったのですか?

A:一定の契約に基づく一括前払賃料は、 期間に応じた費用化、収益の計上が認められ ます。

【解説】

さきごろ、国税庁の文書回答で、定期借地 権の賃料の全部又は一部を一括して授受した 場合の税務上の取扱いが明らかにされました。

これによりますと、定期借地権の一時金を、 一定の契約に基づき賃料の前払いとして一括 授受する場合は、借地人、土地所有者のそれ ぞれにつき、期間に応じた費用化、収益の計 上が認められるということです。

定期借地権の一時金が「権利金」に該当し ますと、土地所有者側では、その権利金に対 して一時に課税され、また、借地人において も、権利金を契約終了時まで損失に計上する できないという取扱いになりますが、この前 払賃料方式ですと、期間の経過に伴って費用 化することができますので、借地人にとって も土地所有者にとってもメリットが受けられ るものとなります。

ただし、この取扱いを受けるには、授受さ れる一時金が前払賃料であると契約で明確に されている必要があります。

また、賃料が適正に算定されている必要も ありますので、この点、注意してください。







